

自治が変わる・自治を変える

## SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022

閣議決定－6月7日

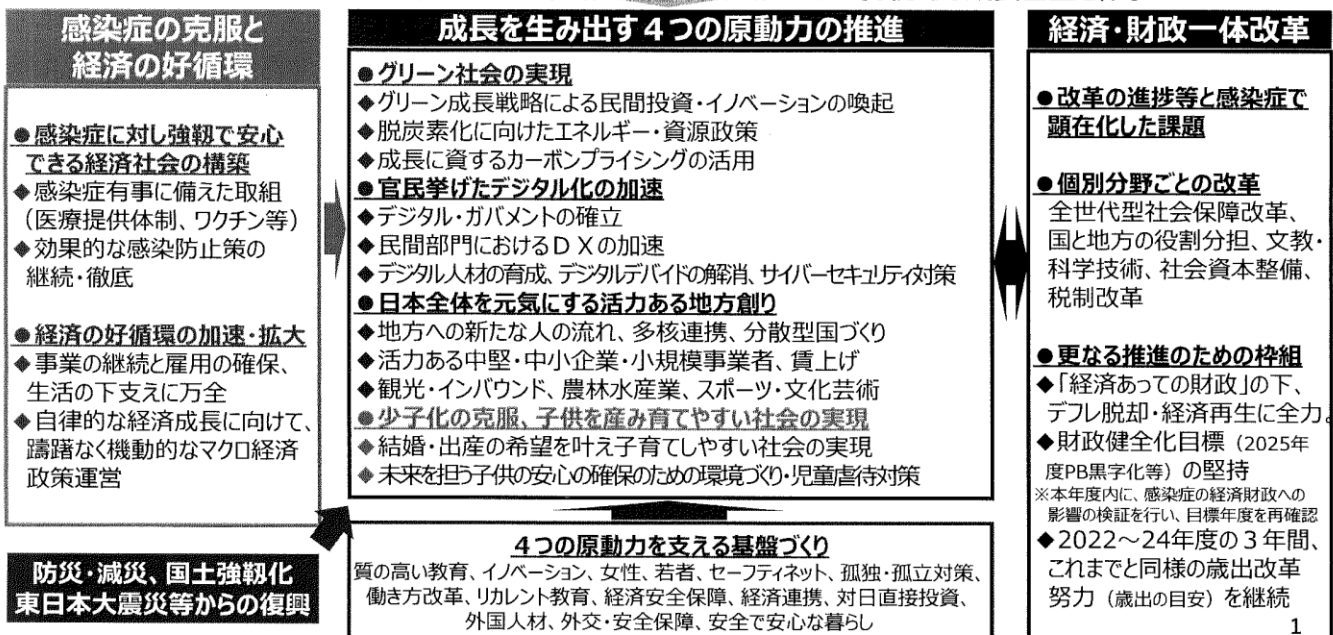
政府は6月7日、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」を閣議決定した。方針の副題は岸田内閣が当初から標榜する「新しい資本主義へ」とされているが、何をもって新しい資本主義とするのか、依然不明確なままである。新しい資本主義は一つに、民間の力を活用した社会課題解決をめざすとあるが、これは単に小さな政府論を踏襲するものなのか。重点投資分野として、人や科学技術、新規創業、GXやDXなどへの投資を訴えているが、このコロナ禍において、医療や保健衛生、福祉など公共サービスへの投資こそが市民生活に必要であると社会は痛感させられたのではないだろうか。

経済財政運営と改革の基本方針2021 ～日本の未来を拓く4つの原動力～ （令和3年6月18日閣議決定）

## 日本を取り巻く環境変化

- **世界経済の変化**：単なる景気回復に留まらず、経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに発生
  - ◆カーボンニュートラル、◆デジタル化、◆国際的な取引関係、国際秩序の新たな動き
- **国内の未来に向けた変化**：これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンス
  - ◆柔軟な働き方やビジネスモデルの変化、◆環境問題への意識の高まり、◆東京一極集中変化の兆し

内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る



これまで骨太方針はその名称が示すとおり、経済財政運営に基調を置くものであったが、今回はコロナ禍

あるいはウクライナ情勢など、世界が危機に瀕していることを強調し、そこから「新しい資本主義」の必要

性へと導いている。このため、従前より安全保障という観点から、当初から防衛費倍増などの議論が報道されてきた。結果として直接的に防衛費水準を示すことはなかったものの、防衛力を5年以内に抜本的に強化すると極めて前のめりの表現となっている。しかも、NATO諸国の国防予算を引き合いに、防衛費対GDP2%以上という目安を暗に記載し、脚注であえて日米同盟や台湾に関して触れるなどしている。こうしたショックドクトリン的な手法は厳に慎むべきであり、今こそ平和外交に機軸を置きつつ、限られた財源をどの分野に有効に配分すべきなのか、より冷静な議論をすべきである。

基礎的財政収支の黒字化については「これまでの財政健全化目標に取り組む」としつつも、むしろ目標年度によりマクロ経済政策の選択肢を歪めることがあってはならないとし、財政健全化がなし崩しとなりかねない記載がされている。そもそも、将来世代に負担を先送りする行為は、日本経済の先行きに深刻な不安を抱かせ、そのことが景気回復への大きな足かせとなってきたのではないのか。政府が財政健全化にむけた決意を明確に示さなかったことは遺憾であり、夏の参議院選挙を目前に控え、またしても「ばら撒き」に近い主張の展開となっている。

今回、単年度予算の弊害は正に触れているのは特徴の一つといえる。予算の単年度主義が結果的に政府の中長期の経済財政運営の支障となっているとの考え自体は一定程度、理解できる。このため、事業の性質に応じた基金を活用するとしているが、全体の財政運営がより複雑化することで、今まで以上にガバナンスが効かなくなる危険性もある。より高い財政規律が求められるとともに、単年度主義を見直すことは基礎的財政収支の黒字化とも齟齬をきたす側面がある。加えれば、予算の単年度主義は将来世代が財源の用途決定に参加できないことを未然に防ぐものでもあり、実際には高い合理性を持っていることも指摘したい。想定する是正措置が地方自治体に影響するものなのかも含め、より慎重な検討が必要である。

また中長期にわたる財政運営の課題等として、引き続き公的部門の産業化、PPP/PFIやコンセッション等の導入を求めている。これも新しい資本主義と

いいつつ、小さな政府論を踏襲した発想ではないのか。様々な方式により、これまでも公共サービスの外部化が図られてきたが、長期間に渡り自治体の関与が希薄化することで、経営チェック機能の低下や料金の高騰化、サービスの悪化等も危惧されることから反対である。

包摂社会の実現として、少子化対策や共生社会づくり、孤独・孤立対策、また全世代型社会保障の構築等として、多岐に渡る課題が掲げられている。これらはより広範な労働者、すべての住民の安心・安全にむけて、引き続き検討を要する課題である。こうした政策実現にむけては、相当の財源が必要であるが、その確保にむけた道筋を示すには至っていない。防衛力の抜本的強化に財源を割き、国民生活の充実を置き去りにするようなことは断じてあってはならない。加えて、労働組合としての立場から、医療・介護など社会保障分野における労働者の処遇改善についても、引き続きの重大な課題である。

国と地方の新たな役割分担として、国・地方間、また大都市圏を含む地方自治体間の連携などについて触れられている。具体の議論については地方制度調査会における審議を踏まえるとなっているが、地方制度調査会では平時・非平時を論点とした自治体に対する国の関与の強化なども取り沙汰されている。また、感染収束後を見据え、地方財政の歳出構造を平時に戻すとの記載もあり、いずれも地方の声を十分に反映した取り組みとすべきである。

多極化・地域活性化などの観点から、「分散する」国土構造、「分散型」国づくりとの表現が散見される。しかし、本来は地方自治の本旨に立ち返り、地方自治、地方分権型の国づくりとすべきではないか。そのうえで、地方のより自律的な財政基盤の確立を含めて、国のあり方を議論すべきである。今骨太方針は前年の骨太方針2021にも基づき2023年度予算を編成するとしている。このため、地方一般財源総額については、2022年度から2024年度まで2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保されると目されるが、その直接の記載がないことには物足りなさを感じる。引き続き、地方の財政需要に対応した一般財源総額の確保が必要である。





2年余りの新型コロナ対策を見ていて気になっていることがある。中央官僚の法律解釈能力が劣化していることである。

新型コロナ対策は新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づき実施されているが、国はその運用過程でしばしば法解釈を間違えた。特措法32条に基づき緊急事態宣言は都道府県単位でしか発出できないとしてきたのもその一例である。

一昨年夏、東京都新宿区歌舞伎町などで局所的に感染爆発が起きた。直ちに歌舞伎町などを対象区域として緊急事態宣言を発出すべきだった。それを受けて知事が当該区域内のカラオケ店やホストクラブなどに営業停止などの要請をする。これが特措法の想定する素直なシナリオだが、国はその折に緊急事態宣言を出すことはなかった。

都道府県単位との誤った解釈に固執していたため、もし出すとすれば東京都全域に出すことになる。すると東京都全域に歌舞伎町と同じ内容の措置を講じることとなり、それは広範な地域に無意味ないし過剰な犠牲を強いることになる。だから緊急事態宣言は出さ



大正大学教授  
地域構想研究所長  
片山 善博

ないと判断したものと思われる。国は昨年2月に特措法を改正し、「まん延防止等重点措置」という制度を新設した。これは市町村単位に発出できるので、緊急事態宣言より柔軟に

# 国の法解釈力の劣化 —自治体はそれにどう対応すべきか

対策を講じることができるといのが政府の説明だった。

実は「緊急事態宣言は都道府県単位でなければ発出できない」などという規定は特措法のどこにもない。のみならず、特措法38条1項は、市町村の区域の一部を対象区域として緊急事態宣言を発出することがある旨を規定している。法律を丁寧に読みさえすれば、間違った解釈などする余地はなかった。

筆者が官僚になりたてで法制執務に携わっていた頃、内閣法制局参事官から教えられたことの一つが、法律は隅

々まで目を通せ、いくつかの条文だけ飛ばし読みしてはいけないということだった。どうやら最近の国の官僚には、この教えが踏襲されていないようだ。特措法の間違った法解釈を見る限り、飛ばし読みで法律を解釈し、改正していると思えないのである。

地方議会に関するところで、似たような例がある。オンライン議会に関する総務省の見解である。総務省はオンラインで委員会を開くことはいいが、オンラインによる本会議はダメとの見解を示した。地方自治法113条では、

業を実施したが、仮に授業への出席を「現に教室にいること」などとする解釈にこだわっていたのでは、そもそもオンライン授業自体が成り立たない。総務省の見解は、時代から取り残され、古色蒼然としているとの印象を拭えない。

百歩譲って時代遅れの解釈もあり得るとしても、なんとも合点のいかないことがある。地方自治法105条では、議長は委員会に「出席」し発言することができる」とされているからである。同じ地方自治法の中の「出席」だから、議長は「現に委員会室にいなければならぬ」と解釈するのだから、オンライン委員会の場合、議長はどうやって「出席」すればいいのか。

こんな矛盾をほらんだ総務省見解はすでに破綻している。この見解をまとめた総務省の関係者は地方自治法113条を読んだものの、105条を目を通すことはなかったのだろうか。それなら、飛ばし読み解釈といえよう。

これまで自治体は総じて国の法解釈に従ってきた。しかし、ここで見たように、最近の国の法律解釈能力の劣化は否めない。これからは国の法律解釈に依存することなく、自前の法制執務機能を充実させ、主体的に法律を解釈できるようにすることが、自治体には求められる。その必要性をつくづく実感する昨今である。

実は、会社法にも取締役会などへの「出席」の規定があり、そこではオンラインによる参加も「出席」に含まれると解されている。また、一昨年のコロナ禍で多くの大学ではオンライン授



## 公財)埼玉県地方自治研究センター公開セミナーのお知らせ

# 会計年度任用職員制度の現状と課題

—制度発足から一年—

日時：2022年8月28日（日）14時から  
会場：さいたま市浦和区 さいたま共済会館  
講師：自治労本部 森本正宏総合労働局長  
資料代：500円（会員は無料です）

自治体で働く会計年度任用職員等は2020年総務省調査によると全国で約70万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

2020年4月の制度スタートから一年経過する中で、同一労働同一賃金の観点から改めて、その現状とこれからの取り組むべき課題を明らかにしていきたい。



※当日参加も歓迎ですが、資料準備のためできるだけ事前にお申し込みください。

### 第37回自治総研セミナーのご案内

## コロナ禍で問われる社会政策と自治体

—「住まい」の支援を中心に

コロナ禍を契機に、政策の網にかからない「新しいかたちの困窮」が顕わになりました。

- ・ 特に生活の基盤である「住まい」については、根本的な政策転換が求められています。
- ・ 自治体に取り組んできたコロナ禍の生活支援策を振り返り、これから何ができるのかを考えます

9月17日（土）10:00～15:00（YouTube Liveによるライブ配信 参加費無聊）

【午前の部】 10:00～

趣旨説明 飛田 博史（自治総研）

報告 田中聡一郎（駒澤大学）、吉岡 章（高知市社会福祉協議会）

岩永 理恵（日本女子大学）

【午後の部】 13:00～

報告 砂原 庸介（神戸大学）

討論 田中聡一郎・吉岡章・岩永理恵・砂原庸介

（司会） 其田茂樹（自治総研）

参加方法：自治総研のウェブサイトから参加してください。（事前登録の必要はありません）

<http://www.jichisoken.jp/>

主催（問い合わせ） 公益財団法人 地方自治総合研究所（自治総研）TEL 03-3264-5924